国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正

現行	改正	改正理由
目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　競争試験による採用(第３条・第４条) 第３章　選考による採用(第５条ー第11条) 第４章　昇任(第12条・第13条) 附則 本則 第２章　競争試験による採用 (採用方法) 第４条　(略) ２　(略) ３　主として専門的・技術的業務に従事する者を採用しようとする場合、人物考査等は人事担当役員のもと、人事課と配置予定部局と連携して行うことができる。	目次 第１章　総則(第１条・第２条) 第２章　競争試験による採用(第３条・第４条) 第３章　選考による採用(第５条ー第11条) 第４章　昇任(第12条・第13条) 附則 本則 第２章　競争試験による採用 (採用方法) 第４条　(略) ２　(略) ３　主として専門的・技術的業務に従事する者を採用しようとする場合、人物考査等は人事担当役員のもと、総務・経営企画部人事課と配置予定部局と連携して行うことができる。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。